



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
5月29日
第720号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
※滋賀県中小企業振興資金融資要綱の一部改正(中小企業支援課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課).....	3
道路の供用開始(道路保全課).....	3
公金事務の委託(管理課).....	4
○ 公 告	
争議行為の通知公告(労働雇用政策課).....	4
令和8年経営事項審査実施公告(監理課).....	4
一般競争入札の公告(上下水道課).....	7
随意契約の相手方決定の公告(人事課).....	8
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(南部).....	9
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(甲賀).....	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(甲賀).....	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定(甲賀).....	10
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 告 告	
土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	10
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法に基づく運転免許に関する事務の委託(運転免許課).....	10
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正.....	12
○ 病 院 事 業 庁 告 告	
一般競争入札の公告.....	13
○ びわこボートレース事業庁公告	
随意契約の相手方決定の公告.....	16

告 示

滋賀県告示第268号

滋賀県中小企業振興資金融資要綱(昭和59年滋賀県告示第211号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第4項の表に次のように加える。

中東情勢の影響に伴う原油価格の高騰、石油関連製品の供給の偏りおよび流通の目詰まり等による経済環境の悪化に対処し、経営の安定を図るための、仕入れ、代金決済等に要する運転資金	中東情勢の影響を直接または間接に受けている中小企業者等	1,000万円以内	年2.9%以内	1年以内	割賦または一括償還	同上	同上	同上	借入申込書(別記様式第2号) 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書(別記様式第3号)
---	-----------------------------	-----------	---------	------	-----------	----	----	----	---

別記様式第2号中

経営支援資金 (□経営者保証非提供促進枠) セーフティネット資金 (□経営力強化新規枠 □経営力強化借換枠) 政策推進資金 (□事業承継枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠) 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠)	を
---	---

経営支援資金 (□経営者保証非提供促進枠) セーフティネット資金 (□経営力強化新規枠 □経営力強化借換枠) 政策推進資金 (□事業承継枠 □再生支援枠 □がんばる企業応援枠) 短期事業資金 (□通常枠 □手形・電子記録債権割引枠 □中東情勢影響対応枠)	に
--	---

改める。

付 則

- この告示は、令和8年5月29日から施行する。
- 改正後の滋賀県中小企業振興資金融資要綱の規定は、令和8年5月29日以後の融資の申込みに係る資金から適用し、同日前に融資の申込みがあった資金については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
訪問看護るくす	東近江市五個荘石塚町72-12	訪問看護	—	令和8.5.1
彦根調剤薬局	彦根市古沢町255-1 イオンタウン彦根1階	薬局	幡野 史	令和8.5.1

滋賀県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	訪問看護るくす	東近江市五個荘石塚町72-12	訪問看護	—	令和8.5.1
更生医療・育成医療	彦根調剤薬局	彦根市古沢町255-1 イオンタウン彦根1階	薬局	幡野 史	令和8.5.1

滋賀県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月29日から令和8年6月9日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
-------	---------------	----------	-----

木之本長浜線	長浜市森町字雲垣417番4地先から 長浜市森町字雲垣419番3地先まで	令和8.5.29	L=13.0m
赤野井守山線	守山市赤野井町字西大畝2259番地先から 守山市赤野井町字西大畝2259番地先まで	令和8.6.1 10時	L=6.1m
近江八幡大津線	守山市洲本町字ヒラコ2696番4地先から 守山市赤野井町字西大畝2259番地先まで	令和8.6.1 10時	L=204.2m

滋賀県告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託した。
令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社電算システム
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 分担金、負担金、使用料、手数料、財産売払収入、寄附金、延滞金加算金及び過料等、貸付金元利収入および雑入
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年9月3日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

公 告**争議行為の通知公告**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和8年5月21日付けで2026年夏期(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和8年6月1日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和8年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 書面による申請に係る申請日および受付場所
 - (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
 - (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県県土整備部監理課がこの公告の日から令和8年10月21日(水)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
 - (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県県土整備部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。
- 2 書面による申請に係る受付方法
 - (1) 令和7年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。

(2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。

(3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県県土整備部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。

(4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

(1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。

(2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先 滋賀県県土整備部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和8年経営事項審査申請等受付時期（対象：令和8年1月～令和8年6月決算法人）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月3日（金）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年6月3日（水）～令和8年6月26日（金）
		3月、4月	令和8年8月27日（木）、28日（金）		令和8年7月27日（月）～令和8年8月21日（金）
		5月、6月	令和8年10月20日（火）、21日（水）		令和8年9月18日（金）～令和8年10月14日（水）
草 津 市 山 本 市 栗 東 市 栗 野 市	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月3日（金）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年6月3日（水）～令和8年6月26日（金）
		3月、4月	令和8年8月17日（月）、18日（火）	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和8年7月17日（金）～令和8年8月12日（水）
		5月、6月	令和8年10月7日（水）、8日（木）		令和8年9月7日（月）～令和8年10月1日（木）
甲 湖 市 南 市	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月1日（水）	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和8年6月1日（月）～令和8年6月24日（水）
		3月、4月	令和8年8月25日（火）	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和8年7月24日（金）～令和8年8月18日（火）
		5月、6月	令和8年10月19日（月）		令和8年9月18日（金）～令和8年10月13日（火）
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月1日（水）	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和8年6月1日（月）～令和8年6月24日（水）
		3月、4月	令和8年8月20日（木）		令和8年7月17日（金）～令和8年8月13日（木）
		5月、6月	令和8年10月15日（木）、16日（金）		令和8年9月15日（火）～令和8年10月9日（金）
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月2日（木）	湖北合同庁舎1階1A・1B会議室	令和8年6月2日（火）～令和8年6月25日（木）
		3月、4月	令和8年8月19日（水）	湖東合同庁舎1階1-C会議室	令和8年7月17日（金）～令和8年8月12日（水）
		5月、6月	令和8年10月13日（火）、14日（水）		令和8年9月11日（金）～令和8年10月7日（水）
長 浜 市 米 原 市	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月2日（木）	湖北合同庁舎1階1A・1B会議室	令和8年6月2日（火）～令和8年6月25日（木）
		3月、4月	令和8年8月21日（金）、24日（月）		令和8年7月21日（火）～令和8年8月17日（月）
		5月、6月	令和8年10月5日（月）	湖北合同庁舎1階第2会議室	令和8年9月4日（金）～令和8年9月28日（月）
			令和8年10月6日（火）	湖北合同庁舎1階1A・1B会議室	令和8年9月4日（金）～令和8年9月29日（火）
高 島 市	法人	令和8年1月、2月	令和8年7月3日（金）	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年6月3日（水）～令和8年6月26日（金）
		3月、4月	令和8年8月26日（水）	高島合同庁舎2階2-A会議室	令和8年7月24日（金）～令和8年8月19日（水）
		5月、6月	令和8年10月9日（金）		令和8年9月9日（水）～令和8年10月2日（金）

一般競争入札の公告

令和8年度における下水道用薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および年間購入予定数量 無機凝集剤 1,490,000kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

- (3) 納入期限 令和8年7月13日(月)から令和9年3月31日(水)までのうち指定する期日

- (4) 納入場所 湖南中部浄化センター 草津市矢橋町字帰帆2108番地

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目が登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:薬品類 小分類:化学製品

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県南部流域下水道事務所 〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆2108番地 電話 077-564-1900

- (2) 契約条項を示す期間 令和8年5月29日(金)から令和8年7月3日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu/baikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

- (4) 入札説明会 行わない。

- (5) 入札書の受領期限

ア 受領期限 令和8年7月3日(金)16時までに(1)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

- (6) 開札の日時および場所 令和8年7月6日(月)10時 湖南中部浄化センター管理棟3階入札室 草津市矢橋町字帰帆2108番地

なお、入札参加者またはその代理人が開札への立会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 滋賀県において入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of products to be purchased: Poly ferric sulfate, 1,490,000 kg
 - (2) Bid submission deadline: 16:00, July 3, 2026
 - (3) For further information, contact: Shiga Prefectural Government Southern Regional Sewerage Office, 2108 Aza Kihan, Yabase-cho, Kusatsu City, Shiga 525-0066 Japan TEL 077-564-1900

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年5月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年4月1日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 56,496,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和3年滋賀県南部環境事務所告示第6号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和8年5月29日

滋賀県南部環境事務所長 上田 宜和

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端860番の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月29日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護すみれ	甲賀市水口町城内4番9号	株式会社双心 代表取締役 城多和哉	甲賀市水口町城内8番1号	訪問介護	令和8.6.1	2571401328
訪問介護サービスメーリ	甲賀市水口町虫生野中央138	合同会社KM 代表社員 片山メリアン	甲賀市水口町虫生野中央138	訪問介護	令和8.6.1	2571401336

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年5月29日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原 峰生

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護ステーション甲賀シルバークア豊壽園	甲賀市土山町北土山479番地	社会福祉法人洗心福祉会 理事長 山田純大	三重県津市本町26-13	訪問介護	2571401070	令和8.5.31
みやのもりデイサービスセンター	湖南市宮の森一丁目2番1号	社会福祉法人八起会 理事長 木村文一	湖南市丸山四丁目5番1号	通所介護	2572300313	令和8.5.31

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月29日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松原峰生

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護サービス メーカー	甲賀市水口町 虫生野中央138	合同会社KM 代表社員 片山メリアン	甲賀市水口町 虫生野中央138	居宅介護 重度訪問介護	令和8.6.1	2511400505

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、南庄土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年5月29日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑中隆行

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	龍 圭之輔	大津市伊香立南庄町1628番地
〃	谿 章 夫	同 所1372番地の1
〃	鎌 田 光 生	同 所1384番地
〃	鎌 田 茂 和	同 所1371番地
〃	藤 本 勝	同 所2203番地
〃	鎌 田 啓 志	同 所1395番地
〃	鎌 田 彰 博	同 所1380番地
監 事	東 清 克	同 所1490番地
〃	藤 本 一 夫	同 所1338番地の3

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	龍 圭之輔	大津市伊香立南庄町1628番地
〃	谿 章 夫	同 所1372番地の1
〃	鎌 田 光 生	同 所1384番地
〃	鎌 田 茂 和	同 所1371番地
〃	藤 本 勝	同 所2203番地
〃	鎌 田 啓 志	同 所1395番地
〃	鎌 田 彰 博	同 所1380番地
監 事	東 清 克	同 所1490番地
〃	小 石 幸 一	同 所696番地

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第61号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条第1項の規定に基づき、運転免許に関する事務の一部を次のとおり委託した。

令和8年5月29日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 受託法人ならびに委託に係る事務の内容および処理する場所

受託法人			委託に係る事務の内容	委託に係る事務を処理する場所
名称	住所	代表者の氏名		
彦根自動車教習所株式会社	彦根市岡町180番地	真下 幹弘	(1) 法第84条第2項の仮運転免許(以下「仮免許」という。)の申請書の受理、法第89条第2項に規定する当該申請に係る質問票の受理、仮免許に係る学科試験および適性試験の実施(結果の判定を除く。)ならびに仮運転免許証の作成および交付 (2) 法第97条の2第1項第3号イおよびロならびに同項第5号ならびに第101条の4第2項に規定する認知機能検査の実施および採点(結果の判定を除く。)ならびに結果通知書の作成および交付	彦根自動車学校 彦根市岡町180番地
株式会社ケーアイグループ	栗東市上鉤321番地	井上 勝貴	同 上	長浜自動車学校 長浜市加田町950番地
株式会社瀬田月輪自動車教習所	大津市月輪一丁目6番1号	前原 敏文	同 上	月の輪自動車教習所 大津市月輪一丁目6番1号
滋賀県自動車協同組合	湖南市夏見1165番地	雲 修一郎	同 上	(1) 石部自動車教習所 湖南市石部口四丁目1番1号 (2) 大津自動車教習所 大津市神宮町1番2号 (3) 野洲自動車教習所 野洲市野洲1436番地 (4) 甲賀自動車教習所 甲賀市水口町新町二丁目2番50号
近江鉄道株式会社	彦根市駅東町15番1	藤井 高明	同 上	真野自動車教習所 大津市真野五丁目20番52号
株式会社近江八幡自動車教習所	近江八幡市鷹飼町北一丁目12番地7	西堀 洋子	同 上	近江八幡自動車教習所 近江八幡市鷹飼町北一丁目12番地7
株式会社アヤハ自動車教習所	栗東市小柿八丁目1番9号	織田 真一	同 上	(1) アヤハ自動車教習所 栗東市小柿八丁目1番9号 (2) アヤハ水口自動車教習所 甲賀市水口町水口1593番地1

株式会社膳所自動車教習所	大津市瀬田六丁目5番7号	吉村 武司	同 上	膳所自動車教習所 大津市瀬田六丁目5番7号
株式会社北近江自動車学校	長浜市高月町森本95番地	田中 健之	同 上	北近江自動車学校 長浜市高月町唐川1088番地
株式会社近江八幡安全教育センター	近江八幡市西庄町258番地	中島 弘雅	同 上	近江八幡安全教育センター 近江八幡市西庄町258番地
株式会社八日市自動車教習所	東近江市妙法寺町1101番地の29	小西 聡	同 上	八日市自動車教習所 東近江市妙法寺町1101番地の29
株式会社トーア自動車学校	三重県多気郡明和町大字上村131番地	國 浩明	同 上	湖西自動車教習所 高島市新旭町安井川1379番地1
株式会社クレフィール湖東	東近江市平柳町22番地3	北村 一秀	仮免許の申請書の受理、法第89条第2項に規定する当該申請に係る質問票の受理、仮免許に係る学科試験および適性試験の実施(結果の判定を除く。)ならびに仮運転免許証の作成および交付	クレフィール湖東自動車教習所 東近江市平柳町22番地3
陸上自衛隊中部方面混成団大津自動車教習所	大津市唐崎二丁目15番1号	三浦 尚	同 上	陸上自衛隊中部方面混成団大津自動車教習所 大津市唐崎二丁目15番1号

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。
令和8年5月29日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

付則第21項中「令和8年4月1日」を「令和8年6月1日」に、「および特殊診療手当」を「、特殊診療手当、高度手術手当および特定診療手当」に改める。

付則第48項中「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第53項とする。

付則第47項の前の見出しを削り、同項中「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第52項とし、同項の前に見出しとして「(付則第40項の規定の適用を受ける職員の第1種初任給調整手当の支給期間および支給額)」を付する。

付則第46項(見出しを含む。)中「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第51項とする。

付則第45項(見出しを含む。)中「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第50項とする。

付則第44項中「付則第43項」を「付則第48項」に改め、同項を付則第49項とする。

付則第43項中「付則第35項」を「付則第40項」に、「付則第37項、第39項または第40項」を「付則第42項、第44項または第45項」に改め、同項を付則第48項とする。

付則第42項中「付則第35項」を「付則第40項」に、「付則第37項」を「付則第42項」に改め、同項を付則第47項とする。

付則第41項中「付則第37項または」を「付則第42項または」に、「付則第37項、第39項または第40項」を「付則第42項、第44項または第45項」に改め、同項を付則第46項とする。

付則第40項中「付則第37項」を「付則第42項」に、「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第45項とする。

付則第39項中「付則第35項」を「付則第40項」に、「付則第37項」を「付則第42項」に改め、同項を付則第44項と

し、付則第38項を付則第43項とする。

付則第37項中「付則第39項」を「付則第44項」に、「付則第35項」を「付則第40項」に改め、同項を付則第42項とし、付則第36項を付則第41項とする。

付則第35項の前の見出しを削り、同項中「付則第37項」を「付則第42項」に改め、同項を付則第40項とし、同項の前に見出しとして「(給料月額に関する特例)」を付し、付則第34項を付則第39項とし、付則第33項を付則第38項とし、付則第32項を付則第37項とする。

付則第31項の前の見出しを削り、同項を付則第36項とし、同項の前に見出しとして「(退職手当の支給に関する特例)」を付し、付則第30項を付則第35項とし、付則第29項を付則第34項とし、付則第28項を付則第33項とする。

付則第27項の前の見出しを削り、同項を付則第32項とし、同項の前に見出しとして「(夜間看護等手当の特例)」を付し、付則第26項を付則第31項とし、付則第25項の次に次の5項を加える。

(高度手術手当)

26 高度手術手当は、総合病院の外科に勤務する医師で、診療報酬の算定方法別表第1第2章第10部通則23に規定する長時間かつ高難度な手術(次項において「対象手術」という。)に関連する診療等の業務に従事するもの(次項において「対象医師」という。)に対して支給する。

27 前項の手当の額は、勤務1月につき次の各号に掲げる合算点数(診療報酬の算定方法に規定する当該月に対象医師が行った対象手術に係る所定点数(複数手術に係る費用の特例第1項第1号に規定する従たる手術を行う業務または同項第2号に規定する従たる手術を行う業務にあっては、当該従たる手術に係る所定点数の100分の50に相当する点数)を合算した点数をいう。次項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 500,000点未満 17,500円
- (2) 500,000点以上1,000,000点未満 35,000円
- (3) 1,000,000点以上1,500,000点未満 52,500円
- (4) 1,500,000点以上2,000,000点未満 70,000円
- (5) 2,000,000点以上2,500,000点未満 87,500円
- (6) 2,500,000点以上 105,000円

28 前項の規定により算出した当該月の各対象医師の高度手術手当の額の合計額が合算点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算出した額の100分の30に相当する額に満たない場合における同項の規定の適用については、同項第1号中「17,500円」とあるのは「35,000円」と、同項第2号中「35,000円」とあるのは「52,500円」と、同項第3号中「52,500円」とあるのは「70,000円」と、同項第4号中「70,000円」とあるのは「87,500円」と、同項第5号中「87,500円」とあるのは「105,000円」とする。

(特定診療手当)

29 特定診療手当は、総合病院の循環器内科、外科および心臓血管外科に勤務する医師で診療等の業務に従事するものに対して支給する。

30 前項の手当の額は、勤務1月につき3,000円とする。

別表第10中「ならびに」を「、小児保健指導室長ならびに」に改める。

付 則

- 1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する規定に限る。)による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における整形外科手術用ナビゲーションシステムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 整形外科手術用ナビゲーションシステム 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。

- (3) 納入期限 令和9年3月19日(金)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県病院事業庁告示第1号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
- 営業種目 大分類:物品 中分類:医療用機器・医療用品
- 新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。
- 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
- ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番および数量の一覧(仕様書「Ⅰ.調達物品名および構成内容」に対応したもの。)
- イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ.技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)
- ウ 機器のカタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等
- エ その他、仕様書内で事前の提出を要求している書類
- (2) 提出期限 令和8年6月5日(金)15時まで
- (3) 提出場所 滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- (4) 提出方法
- ア 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に持参すること。
- イ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和8年6月12日(金)までに通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
- イ 滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031 F A X 077-582-5931
- ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。
- エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和8年6月5日(金)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和8年6月12日(金)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係にて掲示する。
- (2) 契約条項を示す期間
- ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和8年5月29日(金)から令和8年6月24日(水)まで
- イ 滋賀県立総合病院経営強化推進室戦略調達係 令和8年5月29日(金)から令和8年6月24日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで。また、令和8年6月24日(水)は12時までとする。
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期間 令和8年6月15日(月)から令和8年6月24日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで。また、令和8年6月24日(水)は12時までとする。
- (6) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。
 - イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。
 - ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和8年6月24日(水)13時 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Navigation system for spinal surgery, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, June 24, 2026
- (3) For further information, contact : Management Strengthening Promotion Office, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

びわこボートレース事業庁公告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年5月29日

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡辺 正 人

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和8年度中央情報処理システム利用契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県びわこボートレース事業庁 大津市茶が崎1番1号
電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年4月1日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 会長 小高幹雄 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 自場開催における電話投票の売上金額100円に対し2.55円(別途、消費税及び地方消費税相当額を加算する。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和8年5月29日

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡辺 正 人

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和8年度びわこモーターボート競走場開催運営業務委託契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県びわこボートレース事業庁 大津市茶が崎1番1号
電話077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年4月1日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 山本竜彦 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 263,362,749円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。